

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市民憲章推進会議		
開催日時	令和2年9月24日(木曜日) 午前10時から午前10時40分まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室1～3		
出席者	<p>(委員) 原口百合子、天野恵子、木戸伸幸、伊豆原誠、佐伯昭一、鳥羽富士夫、加藤民子、野村浩、佐野鎮代、清田由雅、柴本信之、川井昇、鈴木みどり</p> <p>(事務局) 深谷市民協働部長、山田協働推進部次長兼協働推進課長、瀧元協働推進課副主幹、農崎協働推進課主事 (計17名)</p> <p>傍聴者 0名 欠席者 2名</p>		
次回開催予定日	—		
問合せ先	協働推進課 担当者名 農崎 電話番号 0561-32-8025 ファックス番号 0561-76-5702 メールアドレス kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要約 	要約した理由	—
審議経過	<p><内容> あいさつ</p> <p><議題> (1) 令和元年度事業実績及び令和2年度事業について (2) 令和3年度事業計画(案)について</p>		

会議録		
開会	山田課長	<p>本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、只今より令和2年度みよし市民憲章推進会議を開催いたします。</p> <p>最初に礼の交換を行います。</p> <p>皆さま御起立ください。</p> <p>一同礼</p> <p>御着席ください。</p>
市民憲章 唱和	山田課長	<p>それでは、市民憲章の唱和を行います。</p> <p>市民憲章は、資料の裏表紙に掲載しております。市民憲章の前文を、私が朗読した後、「ひとつ」と言いましたら、続けて御唱和いただきますようお願いいたします。</p>
	山田課長	<p>市民憲章唱和</p> <p>ありがとうございました。御着席ください。</p> <p>それでは、ここで市民協働部長の深谷が御挨拶申し上げます。</p>
あいさつ	深谷部長	<p>本日は、公私ともにお忙しい中、みよし市民憲章推進会議に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>私、市民協働部長を務めさせていただいております深谷と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>みよし市民憲章は、美しい郷土を愛し保全すること、自らの教養を高めること、次の世代を担う子どもたちを育むこと、互いに助け合える心と心のふれあいを大切にすることを通して、秩序ある社会を目指す、三好町民像を表現したものとして、昭和50年3月17日に制定したものであります。</p> <p>平成22年の市制施行時に、「みよし市民憲章」として受け継ぎ、昭和50年の制定から本年で45年が経ちます。</p> <p>本日の「みよし市民憲章推進会議」におきましては、市民憲章に謳われている住民自治及び市民の参画と協働の精神を推進するために必要な事項について、皆様の御意見や御助言をいただきたく開催させていただくもので、市民憲章にふさわしい事業が今後も展開できますよう、御理解と御協力をお願いし、御挨拶とさせていただきます。</p>
	山田課長	<p>それではみよし市民憲章推進会議に関する要綱について、事務局より御説明申し上げます。</p>
	瀧元副主幹	<p>協働推進課の瀧元と申します。説明させていただきます。それでは、資料の2ページと3ページを御覧ください。</p>

<p>議事（１） 令和元年度事業実績及び令和２年度事業について</p>	<p>山田課長</p> <p>農崎主事</p>	<p>本会議は、みよし市民憲章推進会議に関する要綱に基づき開催するものでございます。</p> <p>第１条は目的について定めておりまして、市民憲章の周知啓発を図るためにこの会議を開催するというを規定しております。</p> <p>続きまして第２条意見を求める事項として、会議において市民憲章に謳われています住民自治及び市民の参画と協働の精神を推進するために必要な事項について意見又は助言を求めると規定しております。</p> <p>第３条は出席者の規定となっております。第１号から１２号まで１２団体代表の方の出席と、第１３号はその他市長が必要と認める者と規定しております。本年度につきましては、１２団体の方々に御出席いただいております。</p> <p>第４条では会議の運営を、第５条では庶務は市民憲章担当推進課において処理すると規定しております。</p> <p>第６条は委任ということで、ここで規定するもののほか、会議に関して必要な事項は、市長が定めるとこの会議の運営等について定めております。</p> <p>以上が要綱の説明となります。</p> <p>続いて、次第に基づき、議事に入ります。</p> <p>それでは、１項目目、「令和元年度事業実績及び令和２年度事業」につきまして、事務局より説明いたします。</p> <p>なお、御質問につきましては、２項目目の説明終了後に一括して承りますので、よろしく願いいたします。</p> <p>協働推進課の農崎と申します。説明させていただきます。資料４ページを御覧ください。（１）令和元年度事業実績について、説明いたします。次のとおり、封筒、回覧版、クリアファイル等に市民憲章を印刷及び配布し、市民憲章の普及、啓発を行いました。</p> <p>市の封筒へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。</p> <p>文化の日記念式典において、式典冒頭での市民憲章唱和及びパンフレットに掲載しました。</p> <p>各行政区回覧板へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。</p> <p>市内の小学３年生と中学２年生へ啓発用クリアファイルを配布しました。</p> <p>転入者世帯へ啓発用クリアファイルを配布しました。</p> <p>市勢要覧ダイジェスト版に市民憲章を印刷し、転入者全世帯や希望者へ配布しました。</p> <p>企画政策課が市政１０周年事業として、民間会社と協力し作成した「みよし市暮らしの便利帳」へ市民憲章を印刷し、全戸配布することで、市民の目にふれる機会を増やしました。</p> <p>また、第２次みよし市総合計画の概要版の巻末に、市民憲章を掲載し、全戸配布したため、市民の目に触れる機会を増やしました。</p> <p>続きまして（２）令和２年度事業について御説明をさせていただきます。</p>
---	-------------------------	--

議事(2) 令和3年度事業計画(案)について	山田課長	<p>令和2年度も令和元年度同様、市封筒や行政区回覧版の裏面へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やすことを目指しております。</p> <p>市の封筒へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やします。</p> <p>文化の日記念式典において、式典冒頭での市民憲章唱和及びパンフレットに掲載する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症により、本年度は、中止となりました。</p> <p>各行政区回覧板への市民憲章の印刷について、昨年度の会議で意見をいただいた通り、市民憲章の表示場所を裏面から表面へ変更し、市民の目にふれる機会を増やします。</p> <p>市内の小学3年生と中学2年生へ啓発用クリアファイルを配布します。転入者全世帯へ啓発用クリアファイルを配布しています。</p> <p>市勢要覧ダイジェスト版に市民憲章を印刷し、転入者全世帯や希望者へ配布します。</p> <p>令和2年度事業については、以上です。</p>
	農崎主事	<p>続いて、2項目目、「令和3年度事業計画(案)」につきまして、事務局より御説明いたします。</p> <p>引き続き、説明いたします。資料6ページを御覧ください。令和3年度事業計画(案)について、御説明します。</p> <p>令和3年度につきましても、市封筒へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やすことを目指します。</p> <p>文化の日記念式典につきまして、式典冒頭での市民憲章唱和及びパンフレットへの掲載を実施する予定です。</p> <p>各行政区回覧版へ市民憲章を印刷し、市民の目に触れる機会を増やします。</p> <p>小学3年生と中学2年生、また転入者全世帯へ啓発用クリアファイルを配布し啓発していく予定です。</p> <p>新たな試みとして、みよし市教育委員会が作成する、副読本「みよし」という小学3年生・4年生が社会科で使用する、みよし市を紹介する教材に、市民憲章を紹介する内容を掲載することで、子どもたちに市民憲章についてする機会を提供し、理解を深めることとします。</p> <p>市勢要覧につきましては、記載のとおりダイジェスト版を2200部印刷することに加え、来年度につきましては、4年に1度作成する本冊版500部も発行する予定であり、同様に市民憲章を記載し、市民の目に触れる機会を増やす予定です。本冊版についての記載が漏れておりましたので、お手数ですが、御記入をお願いいたします。</p>
	山田課長	<p>以上で全ての説明が終了いたしました。ただ今の説明につきまして、御質問御意見がありましたらお願いします。</p>
	木戸委員	<p>打越の木戸です。ただいまの説明で、回覧版を新しくするということが、このことについては、区長会での説明をされていなかったと思います。これはどういう流れなのでしょう。</p>

		<p>加えて、市民憲章について、ホームページを見ると、データが掲載してあると思います。ホームページに載っているデータには、市章が透かしで入っていないのですが、公民館に飾っている市民憲章は、市章が入っているものです。これは、なにか市長をホームページに載せることが規約かなにかでできないのですか。</p>
	山田課長	<p>回覧板につきましては、区長会での説明はしておりませんが、例年2月頃、各行政区へ不足・破損等による回覧板の必要部数を聞き取り、配布しております。</p> <p>また、ホームページでの市民憲章の掲示についてですが、市章の透かしがはいつているということですが、確認をさせていただきたいと思います。</p>
	佐野委員	<p>みよし市文化協会の佐野です。</p> <p>市民憲章について、知っていただくためにいろいろなことをされているということは分かりました。私が知っている中でも、いろいろな会議の資料の裏表紙であったりします。よく目にすることはあるのですが、やっぱり、唱和することが大事だと思っています。唱和する機会を増やすような政策はできないもののでしょうか。</p>
	深谷部長	<p>唱和することが大事というのは大賛成であります。まずは唱和していただくことで、いろいろな人の知識の定着につながると思います。しかしながら、全ての団体に唱和の強制をすることは難しいというもあります。今後の啓発を続けていくことで御理解いただきたいと思っています。</p> <p>啓発については、副読本みよしについて、期待しているところです。市民憲章についての内容の掲載を予定しており、小学3、4年生が使用し、授業等でも使っていただけるとのことであり、市民憲章の啓発をより進めるような形で取り組んでまいります。</p>
	清田委員	<p>みよしスポーツ協会の清田です。</p> <p>市民憲章については、知っているだけではなく、内容を理解し、覚えることが大事だと思っています。内容を理解し、覚えないと意味がないのではないですか。</p> <p>今までの唱和の仕方だと、ひとつと行った後、全員で唱和をしています。私の前職では、唱和をするとき、全文や一部をまずは、唱和し、その後、全員で唱和を続けるという方法を取っていました。市民憲章も、全文を唱和者がはなし、一つと言うだけではなく、一つの後に、「あふれるばかりの緑と花を育て 川をきれいにし」まで唱和し、全体でそれに続くような唱和をした方が良いと思います。その方が、よく覚えることができるのではないかと思う。そのような方法を検討いただけないか。</p>

閉会	山田課長	<p>御意見ありがとうございます。唱和方法についての提案ですが、確認すると、唱和の代表者が、「一つ」だけ唱和するのではなく、「一つ」と言った後に、本文を唱和し、全体がそれに続くということで良いでしょうか。</p> <p>唱和方法についてですが、市の現在の方法は、ひとつと代表者が話してから、全員で唱和しています。市全体として、そのような方法を取っているため、変えるにあたっては、市全体へ周知等も行う必要があります。すぐに実施することは難しいと思います。</p> <p>庁内でも併せて、今後の改善策として検討する形でもよろしいでしょうか。</p>
	清田委員	はい。今後検討いただければ良いです。
	山田課長	<p>その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>御質問御意見等ないようですので、議事を終了させていただきます。</p>
	山田課長	<p>皆様から頂きました貴重な御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>本日は活発な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。</p> <p>以上で令和2年度みよし市民憲章推進会議を終了いたします。</p> <p>皆さま、御起立ください。一同礼。</p>